

東 金 市

概要版

地域福祉計画・地域福祉活動計画



自 助

個人や家族でできること



自然豊かな郷土で 市民が支えあって
ぬくもりあふれるまち 東金

共 助

地域で支え合うことや、
ボランティア・NPO など
により、支え合うこと

公 助

支援を必要とする人や、
その家族などへの
行政サービスの提供



地域福祉とは、市民一人一人が安心して自立した生活を送るために、行政や事業者、地域住民が“つながり”を再構築し、“支えあう”仕組みのことです。

これからのまちづくりは、だれもが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせる仕組みを作り、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していくことが重要です。

はじめに「計画」について

地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、だれもが、人としての尊厳を持ち、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしい安心して自立した生活が送れる仕組みを作るための、市民と協働で策定する行政計画です。

地域福祉計画の策定と実施にあたっては、東金市（公助）・社会福祉協議会、地域（共助）・市民（自助）が協働した「地域ぐるみの福祉」を推進するために、年齢や性別、国籍に関係なく、東金市に暮らす全ての人が、地域において、互いに助け合っていくことが重要になります。

地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」といえます。

■2つの計画の関係図



東金市では、市民の意識や地域の実情に立脚し、時代の移り変わりとともに現出した課題を真摯に受け止めた上で、多くの市民とともに地域福祉を推進していくことを目指して、この「東金市地域福祉計画」及び「東金市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

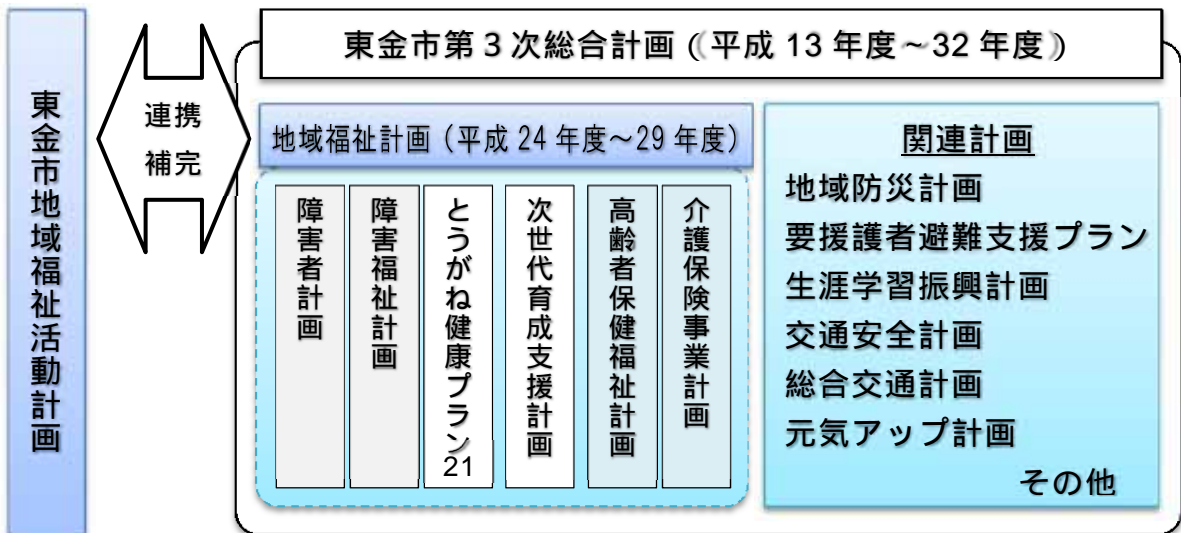
つぎに「計画のつくり方」について

計画の位置付け

「東金市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「東金市第3次総合計画」の部門別計画として位置付けられます。

「東金市地域福祉活動計画」は、東金市社会福祉協議会の基本的な活動方針を明らかにする計画であり、市民、地域団体、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行い、お互いに連携する「共助」の性格を明確にしたものです。

■計画の位置付け関係図



計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、東金市地域の市民ニーズを取り入れるために、市民の皆様や関係団体にご協力を頂き、より市民の皆様と親しんで頂ける計画づくりを目指しました。

1、広く市民・関係団体などの意向の把握に努めました。

市民アンケート調査、地域福祉座談会、関係団体ヒアリング調査、パブリックコメントの実施

2、市民代表による協議機関を設置しました。

東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会の開催

3、庁内各部署の横断的な検討を重ねました。

東金市地域福祉計画策定庁内検討委員会の開催

さいごに「計画の中身」について

基本理念

東金市では、人と地域が一体となって東金市の誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめていくことが必要と考え、本計画の基本理念を以下のように定めます。

自然豊かな郷土で 市民が支えあって
めくもりあふれるまち 東金

重点プロジェクト

東金市の地域福祉の向上を図るためには、市・市社協・地域・市民の全員がともに取り組むことが必要であり、特に以下の3つの重点プロジェクトは東金市をあげて推進していくことが重要です。

No.1 地域活性の「人」を育てます！

— 地域人材（ニューリーダー）の発掘・育成 —

地域活動の担い手の高齢化・固定化が進んでいます。一部の人だけがすべてを背負い込むことなく、一人ひとりが地域の構成員であるという自覚を持っていただけるようPRに努めます。自分ができること、得意なこと、やりたいことの実践を奨励・支援するとともに、幅広い年代、業種、立場の方の参加を促進します。

No.2 地域交流の「場」を設けます！

— 世代・地域を越えた交流機会の拡充 —

多くの市民が地域活動やサークル、趣味の活動等に参加していますが、相互の交流が活発ではないのが現状です。それぞれの地域や団体が個別に開催している行事やイベントへ、地域・団体の垣根を越えて共催、参加、協力していくことで、個々の活動も活性し、東金市としての一体化を図ることができます。

No.3 地域連携の「和」を築きます！

— 地域福祉ネットワークの構築 —

東金市では、城西国際大学をはじめとした民間機関による地域福祉への取り組みが積極的に行われています。市、市社協においては、これらの機関と連携し、地域の福祉資源を有効かつ効果的に提供できるようなネットワークの構築を図ります。

「自然豊かな郷土で、市民が支えあって、ぬくもりあふれるまち 東金」

を基本理念に、市民と地域の幸福を実現するための7つの基本目標を掲げます。

目標 1 情報の充実

市民の関心ごとの把握に努め、適切でわかりやすい情報の提供に努めます。
情報が届きにくい隣近所の人との日常的な付き合いを心掛け、必要な情報を伝達します。

■ 1-1 情報提供方法の充実

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 情報が届きにくい隣近所の人との日常的な付き合いを心掛け、必要な情報を伝達します。

行政が取り組むこと

- ✓ 広報・ホームページ・パンフレットの見せ方・提供方法を創意工夫し、情報バリアフリー化を推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 社協の活動のPRと認知度の向上。
- ✓ 即効性のある情報発信。
- ✓ 情報拠点の増設。

■ 1-2 情報内容の充実

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 普段から地域のことや福祉のことに興味を持ち、広報、自治会の回覧板などに目を通すように心掛けます。

行政が取り組むこと

- ✓ 情報の受け手に応じた適切な内容を掲載したパンフレットの発行や、講座・教室を開催します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 定期的な情報発信。
- ✓ 読者が参加できる広報紙づくり。

目標 2 相談支援体制の充実

いつでも気軽に相談でき、市民が心配や不安をかかえることなく、安心して暮らしていけるように相談支援体制の機能を高めます。

■ 2-1 相談体制の充実

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 隣近所の人との日常的な付き合いを心掛け、お互いに不安や悩みを相談できる人間関係を築くようにします

行政が取り組むこと

- ✓ 相談窓口の周知を図り、市民にとって利用しやすい相談体制の整備を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 相談体制の充実と相談窓口の周知。
- ✓ 利便性のよいボランティア相談窓口の開設。

目標 3 権利擁護の普及

判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者に対し、適切なサービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。また、虐待やDVの防止、男女共同参画社会の形成について推進します。

■ 3-1 権利擁護の普及促進

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 自分に最適なサービスを選択するために権利擁護や福祉サービスに関する知識を自ら学ぶように心掛けます。

行政が取り組むこと

- ✓ 福祉サービスをめぐる様々なトラブルから利用者を守るため、各種制度の情報提供の充実を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 日常生活自立支援事業の生活支援員増員。
- ✓ 認知症サポーターの育成（地区社協単位）。

■ 3-2 虐待防止体制の充実

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 虐待を見たり、聞いたりした場合は積極的に相談機関へ連絡します。

行政が取り組むこと

- ✓ 児童・DV・高齢者・障がい者への虐待を地域の問題として広報・啓発するとともに、専門の相談機関の周知に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 相談体制の充実と相談窓口の周知。

目標 4 良質なサービスの供給

支援が必要な方の声を聞き、福祉ネットワークのなかで、適切なサービスの提供方法・手段について検討しながら、本当にその人にあった支援を行います。

■ 4-1 福祉サービスの充実

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 福祉サービスや保健・医療・福祉にかかる制度についての正しい知識を深めます。

行政が取り組むこと

- ✓ 介護保険法、障害者自立支援法などに基づくサービスや、市独自の福祉サービスを提供します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 市民のニーズに合ったサービスの確立。
- ✓ 要援護者の多面的な支援(ネットワーク)。

■ 4-2 健康づくりの充実

市民や地域が取り組むこと

- ✓ かかりつけ医をもち、日頃から健康に気をつけます。

行政が取り組むこと

- ✓ 関係機関と連携し、医療体制の充実に努めるとともに、健康づくり事業への市民の参加を促進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ ボランティア活動や育成を通した生きがいづくり。
- ✓ 気軽な交流の「場」づくり。

■ 4-3 医療・保健・福祉の連携

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなげ、適切なサービス利用を進めます。

行政が取り組むこと

- ✓ 医療・保健・福祉サービスを必要とする人に適切に対応するためのネットワークづくりを検討し、関係機関との連携を強化します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 医療・保健・福祉の連携の重要性を考える「場」づくり。

目標 5 安全で暮らしやすいまちづくりの推進

市民一人ひとりが犯罪や事故、災害からの不安を取り除き、安心して暮らしていけるよう、ぬくもりのある安心・安全な環境を整備します。

■ 5-1 生活環境の向上

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 外出や移動の際は互いに協力し合います。

行政が取り組むこと

- ✓ すべての市民の社会参加を進める上で、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 買い物困難者への支援体制づくり。
- ✓ ふれあい移動サービスの協力会員増員と福祉車両増車。

■ 5-2 防災・防犯・交通安全対策の推進

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 家庭での事故防止、災害時の連絡体制、避難場所、避難方法の把握を心掛けます。

行政が取り組むこと

- ✓ 市民一人ひとりが安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携した安心・安全のまちづくりを推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 災害時の支援体制の確立。
- ✓ 災害ボランティアセンターの運営補助者の育成。

目標 6 地域福祉体制の強化

地域社会に福祉の輪を広げるためには、行政・地域や、多様な支援団体とのネットワークによる「地域の福祉力」が重要です。そのために、関係機関や地域住民等との連携を図り、多様な福祉ニーズに対応できる地域福祉体制の強化に努めます。

■ 6-1 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活性化

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 積極的に社会福祉協議会事業へ理解を示し、参加や協力を努めます。

行政が取り組むこと

- ✓ 社会福祉協議会の活動を積極的に支援するとともに、相互の連携を強化します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 社会福祉協議会の組織強化と自主財源の確保。
- ✓ 福祉座談会の開催と地区社協活動の実践強化。
- ✓ 地区社協間の情報交換や交流の「場」づくり。

■ 6-2 地域福祉活動の活性化と連携強化

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 一人ひとりが高い意識をもち、行事の音頭をとったり、進んで役員を引き受けたりするよう心掛けます。

行政が取り組むこと

- ✓ 自治会への加入を促進するとともに、地域やボランティア団体などの活動を支援します

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 地域福祉活動やボランティア活動担い手の育成。
- ✓ 地域福祉やボランティア活動者を継続的に支援。
- ✓ 地域の関心ごとの把握と知る「場」づくり。

■ 6-3 福祉・人権教育の推進

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するよう心掛けます。

行政が取り組むこと

- ✓ すべての市民が地域福祉活動に理解と興味をもって積極的に参加するよう、あらゆる機会で啓発に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 次世代の福祉の担い手の育成。
- ✓ 福祉教育関係者の共通意識の向上。

目標 7 交流とふれあいの拡大

地域活動の原点は、日頃からの「ふれあい」を大切にし、近隣住民とのつながりを深めることが第一歩です。気軽に集える場をつくり、そこに世代を超えて集まれば、地域意識が高まります。隣近所から地区、市全体へと、ふれあいの輪が少しずつ大きくなっていくように、交流の機会づくりを進めます。

■ 7-1 交流機会の拡充

市民や地域が取り組むこと

- ✓ 一人ひとりが隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、近所付き合いを大切にします。

行政が取り組むこと

- ✓ 誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、地域の拠点づくりに努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ✓ 市民同士や異世代間の交流の「場」づくり。
- ✓ 障がい者等、支援が必要な方々との交流の「場」づくり。
- ✓ 市民が企画する事業の支援。

東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月：平成24年3月

発行・編集：東金市 市民福祉部 社会福祉課、社会福祉法人 東金市社会福祉協議会

【東金市 市民福祉部 社会福祉課】

【社会福祉法人 東金市社会福祉協議会】

所在地：〒283-8511 千葉県東金市東岩崎 1-1
電話：0475 (50) 1111 (代表)
ファクス：0475 (50) 1232 (課直通)
ホームページ：<http://www.city.togane.chiba.jp/>

所在地：〒283-0005 千葉県東金市田間 42-1
(ふれあいセンター2階)
電話：0475 (52) 5198 (代表)
ファクス：0475 (52) 8227
ホームページ：<http://www.togane-shakyo.jp/>